

要介護3・4・5の認定を受けている方は 税金の障害者控除の対象になります

(※申請対象は以下の対象者のとおりです)

介護保険の認定を受けている方は、障害者手帳がなくても
宿毛市長の認定により税金の障害者控除が受けられます。

対象者 (認定を受けたい年の12月31日時点で宿毛市に住民登録がある満65歳以上の方)	控除内容	控除額
要介護3の方	障害者控除	所得税 27 万円・住民税 26 万円
要介護4または5の方	特別障害者控除	所得税 40 万円・住民税 30 万円

認定申請の流れ

①申請

同封している申請書に必要事項を記入のうえ、宿毛市役所長寿政策課へ申請書を提出します。
(来庁または郵送)

宿毛市役所
長寿政策課
0880-63-9112

②認定書交付

宿毛市より「障害者控除対象者認定書」を郵送いたします。

Point!

「認定書」が届いたら、
確定申告・住民税申告の際にご利用ください。
ご不明点は下記までお問い合わせください。

- 認定申請について 宿毛市長寿政策課 63-9112
- 税金の控除について 宿毛市税務課 63-1204